

道路位置指定の申請のフロー及び標準処理期間※について

順番	標準処理期間※	申請者	建築指導課	関係課・または関係機関	注意事項
① 事前相談		<p>開発の計画・設計・公共施設等に関する相談</p> <p>無 (道路位置指定の相談)</p> <p>有 (道路位置指定の相談)</p> <p>道路位置指定の計画図面等の作成</p>	<p>相談・協議</p> <p>事前相談回答</p>	<p>相談・協議</p> <p>必要に応じて</p>	<p>・事前相談については相談表に相談内容を明確にした上で相談するようにして下さい。例えば、「この計画の道路位置指定で問題ないか?」や「この土地に道路位置指定が可能か?」などの漠然とした質問にはお答えできませんのでご注意ください。</p> <p>・計画地が産規制を受けないか、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、津波災害特別警戒区域、浸水被害防止区域等に指定されていないか必ず事前に確認して下さい。</p> <p>・都市計画法の開発許可に該当しないか否かについて事前に鹿児島県庁土木部建築課や本市の都市計画課と必ず協議して下さい。</p> <p>・霧島市土地利用対策要綱に基づく土地利用協議の申請が必要か否かについて事前に本市の都市計画課と必ず協議して下さい。</p> <p>・他法令に基づく許認可や公共施設等の施工承認・占用許可、排水の放流等の許可について関係課及び関係機関等と必ず協議して下さい。</p>
② 道路位置指定事前協議	<p>約15日間※</p> <p>約10日間※</p>	<p>道路位置指定(変更)事前協議書提出</p> <p>図面等の修正</p> <p>修正図面等の提出</p> <p>工事着手</p> <p>工事完成</p>	<p>受付・審査</p> <p>指摘事項作成・指摘事項依頼</p> <p>再審査</p> <p>内容確認及び協議書の返却</p>	<p>相談・協議</p>	<p>・霧島市土地利用対策要綱に基づく土地利用協議の申請は本市の都市計画課で行います。</p> <p>・事前協議書申請前に道路位置指定の形状等については道路位置指定の手引き及び霧島市建築基準法取扱基準を確認の上、申請して下さい。</p> <p>・事前協議に必要な図面等については事前協議書に記載がありますのでご確認ください。</p> <p>・事前協議完了後又は工事中に計画の道路位置指定に変更があった場合は変更事前協議書の申請が必要になります。</p> <p>・工事完了後の検査については霧島市土地利用対策要綱に基づく土地利用協議の申請があった場合、本市の都市計画課において竣工検査が行われます。詳細については本市の都市計画課にお尋ね下さい。</p> <p>・事前協議完了後、道路位置指定の本申請まで1年以上の期間を有する場合は再度、道路位置指定の事前協議をお願いする場合がありますので、その際は建築指導課にご連絡ください。</p> <p>・道路位置指定の廃止、変更についても同様に事前協議の申請が必要になります。</p> <p>・郵送での申請を行いたい方は建築指導課にご相談下さい。</p>
③ 道路位置指定本申請	約15日間※	<p>道路位置指定本申請</p> <p>図面等の修正</p> <p>修正図面等の提出</p>	<p>受付・審査</p> <p>指摘事項作成及び依頼</p> <p>再審査</p> <p>関係課へ回覧</p> <p>決裁完了</p> <p>道路位置指定通知書作成・公告</p>	<p>相談・協議</p> <p>内容確認</p>	<p>・道路位置指定の申請書、承諾書、誓約書の様式については本市のホームページよりその都度ダウンロードして下さい。</p> <p>・必要書類及び必要図面については道路位置指定の手引きを確認して下さい。</p> <p>・申請前に事前協議時の指摘事項、道路位置指定の手引き及び霧島市建築基準法取扱基準を確認の上、申請を行うようにお願いします。</p> <p>・道路位置指定の申請手数料については50,000円となります。</p> <p>・郵送での申請を行いたい方は建築指導課にご相談下さい。</p>

※標準処理期間について・・・事前協議は申請から協議書の返却までを約25日、道路位置指定は申請から通知書の受取までを約30日としています。

「標準処理期間」とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間のことです。そのため、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもありますので、ご理解ください。また、次のような期間は原則として標準処理期間に算入されませんので、ご理解ください。

- 申請者が申請書や図面等を補正・修正するために要する期間
- 行政庁又は経由機関の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）  
例えば、標準処理期間が15日の場合で途中で土曜日・日曜日が2回入るときは、標準処理期間の末日は、暦の上では申請の日から19日後となります。
- 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- 審査のために必要なデータを追加するための期間

【各問い合わせ先】

問い合わせ内容	問い合わせ先	連絡先
道路位置指定について	霧島市役所 建設部建築指導課	TEL：0995-64-0954 FAX：0995-46-0566
霧島市土地利用協議について	霧島市役所 建設部都市計画課	TEL：0995-64-0908 FAX：0995-47-1441
都市計画法の開発許可について	鹿児島県庁 土木部建築課	TEL：099-286-3739 FAX：099-286-5635